

税務と経営

発行所 株式会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号
 新大阪NKビル601号
 TEL (06) 6885-3990
 FAX (06) 6885-3991
 URL <http://www.ep-support.com/>
 E-mail support@ep-support.co.jp

ヒント

マネる人 「修証不二」という禅語があります。「修」は修行を、「証」はさとりを指します。修行とさとりが一つのものである。普通に考えれば、修行をしてさとりを得る、修行が手段で、さとりが結果。しかし、道元禅師は（いま行う修行＝さとり）であると価値を大転換させました。禅では「学び」は「まねび」と考えます。マネをしていればいつか本物になるのではなく、マネをした瞬間にそれは本物ということです。座禅を組み仏のマネをすれば、瞬間に仏になる。善人のマネをすればした瞬間に善人である。では、自分は本物の何になりたいのか、一度冷静に自問自答する必要があります。そうです。(禅僧、宇野全智、販促会議)

ヒント

税務 ミニガイド

相続、遺贈により財産を取得した者が法定相続人で、20歳未満の者である場合においては、相続税の未成年者控除(10万円×20歳に達するまでの年数)が適用されますが、民法改正によって令和4年4月1日以後に相続、遺贈により取得する財産に係る相続税から、年齢が18歳未満となります。



奄美・龍郷町(鹿児島)

西野嘉憲 / オアシス

森林環境税の創設

□森林環境税

平成31年度税制改正において、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、森林環境税と森林環境譲与税が創設されました。

□納税義務者

国内に住所を有する個人に対して、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律により、国が均等の額によって、森林環境税を課税することになります。

□非課税

次のいずれかに該当する者に対しては、森林環境税は課税されません。

- ①生活保護法の規定による生活扶助その他これに準ずる扶助を受けている者
- ②障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は単身児童扶養者（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除きます）
- ③前年の合計所得金額が一定金額以下である者

□税率及び賦課徴収

森林環境税の税率は、一律1,000円で、森林環境税の賦課徴収は、住所所在市町村が、当該住所所在市町村の個人の市町村民税の均等割の賦課徴収の例により、個人の市町村民税の均等割等の賦課徴収と併せて行うことになります。

□納付又は納入等

森林環境税の納税義務者又は特別徴収義務者は、森林環境税に係る徴収金を当該住所所在市町村の個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入の例により、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金等と併せて納付し、又は納入しなければならないこととされました。

□森林環境譲与税

森林環境税の収入額に相当する額は、森林環境譲与税として、市町村及び都道府県に対して



- 日本で最初にプロ野球チームができたのは、1934年のこと。大日本東京野球倶楽部（現在の読売巨人軍）で、国内には対戦相手がいなかったので、半年間、北米、カナダ、ハワイに遠征し、アメリカの2Aのコーストリーグで17戦中7勝、カナダでは8戦全勝、通算110戦75勝34敗1分けの好成績だった。翌年、大阪野球倶楽部（阪神タイガース）が誕生した。



譲与され、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てられることになります。

森林環境譲与税は、市町村に対して森林環境税の収入額の10分の9、都道府県に対して森林環境税の収入額の10分の1が譲与されることになります。

□譲与の基準

市町村に対する森林環境譲与税の譲与の基準は、市町村譲与額の10分の5が各市町村の区域内に存する私有林人工林の面積で、市町村譲与額の10分の2が各市町村の林業就業者数で、市町村譲与額の10分の3が各市町村の人口で按分して譲与されます。

また、都道府県に対する森林環境譲与税の譲与の基準は、都道府県譲与額の10分の5が各都道府県の区域内の各市町村に係る私有林人工林の面積を合算した面積で、都道府県譲与額の10分の2が各都道府県の林業就業者数で、都道府県譲与額の10分の3が各都道府県の人口で按分して譲与されます。

□適用関係

森林環境税の課税関係等の規定は、令和6年度（2024年度）以後の年度分の森林環境税について適用されます。

自筆証書遺言と 公正証書遺言

民法規定の遺言には、①自筆証書遺言、②公正証書遺言、③秘密証書遺言の3種類がありますが、③の利用例は少なく、①は2019年1月13日からの法改正により使い勝手がよくなりますので、①と②についてみてみることにします。

1.自筆証書遺言のメリット・デメリット 今回の法改正で可能となったものは、遺言書の全てを自署することは、高齢者には負担が大きいため、財産目録はワープロ作成や預金通帳の写しの添付でOKです。また、今後の話ですが、法務局の遺言書保管所に有料で保管してくれることが可能になります。また、この制度を利用すれば、裁判所の検認は不要となります。次に、改正前からのメリットとしては、いつでも自由に記載でき、書き直しも容易な点があります。更に費用が掛からず自分の好きな場所に保管が

可能でその内容を他人に知られずに済みます。

逆にデメリットとしては、まず、相続人が遺言の存在に気付かない可能性があります。形式の不備があるにも拘わらず、そのままにすると無効となる恐れがあります。また、遺言を隠されたり偽造される恐れもあります。死亡後においても裁判所の検認が必要となったり、相続人全員の戸籍謄本が必要となります。

2.公正証書遺言のメリット・デメリット 形式上の不備で無効になることは少なく、かつ、遺言能力を否定される可能性も低い点が優れています。公証役場で書面が保管されるため、紛失の恐れはありません。遺言の内容を話すだけで公証人が書面として作成してくれます。

デメリットとしては、費用が発生する点と2名以上の証人の立ち合いが必要となり、証人には内容が知られてしまいます。原則公証役場に出向く必要があります。

3.留意点 相続人全員の合意があれば、遺言書の内容と異なる遺産分割協議書の作成が可能であることを覚えておいてください。

ナマの税務相談室

Q ご無沙汰しています。今日は無意識で申告漏れがあった事案が、思わぬ事態に進展していることを、ご報告方々ご助言を賜りたく参りました。

A どのようなことでしょうか、お伺いいたしましょう。

Q 被相続人甲はキリスト教関係の作家の絵画を多く所有していましたが、2年前、管理を甲の友人乙に頼み、預けていたのですが、相続人A、Bはそのことを知りませんでした。公益財団法人に寄贈すると税の恩典があると聞いています。

A 期限内申告がまず第一条件です。また、贈与する側と受贈される側との人間関係や当該財産が真に公益目的に使用されるか否か等、条件が色々あります。

Q 乙は、生前に甲から自分が万一の場合、その絵画を評価し公益目的に使用される

公益財団法人 寄付問題

団体に寄贈して欲しいと頼まれていましたので、相続人に了解を得るために連絡したところ、初めて相続人たちは事態を認識したわけ

です。

乙は、故人の意思を慮り丙財団に話を持ち掛けました。丙財団は有難いお申し出ですが、公益財団法人である立場上無申告のままではお受けすることは残念ながらできない。

ただ、修正申告後に再度お話を頂ければそれなりに対応させていただきますとのことでした。

乙は、その絵画を専門家に相続時の時価を鑑定して頂き、相続人に申告漏れを修正申告した場合の税務負担を直言しましたところ、有難いことに相続人も大略納得されました。

A 残念ですが、期限内申告であればよかったのですが、申告書の提出期限が過ぎており、税務上、無償の寄付とはなり難く、先方と、それなりの話し合いが必要になります。

ナマの税務相談室

配偶者に係る控除の 相互適用と税制改正

所 得税法にある配偶者についての規定のうち、「同一生計配偶者」は合計所得金額が38万円以下の生計一配偶者のことであり、「控除対象配偶者」は合計所得金額が1,000万円以下の居住者の「同一生計配偶者」のことであり、「源泉控除対象配偶者」は合計所得金額が900万円以下の居住者の生計一配偶者のうち合計所得金額が85万円以下である者のことです。随分と混み入った規定になりました。

口 同一生計配偶者」は合計所得金額38万円以下が要件ですが、「源泉控除対象配偶者」の要件は合計所得金額85万円以下です。「源泉控除対象配偶者」には、「控除対象配偶者」のほか、「配偶者特別控除

38万円が適用となる対象者を含むので、範囲が広がっています。

源 泉徴収税額表の甲欄適用の条件として提出する「給与所得者の扶養控除等申告書」に記載すべき配偶者は「源泉控除対象配偶者」です。

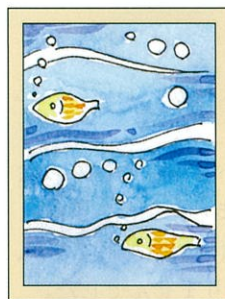
と ころで、夫婦とも合計所得金額が38万円以下なので、それぞれ配偶者を「同一生計配偶者」、「控除対象配偶者」、「源泉控除対象配偶者」とすることは、税額算定上の実質的な意味はないものの、原理的には可能です。

そ れに対して、夫婦それぞれの合計所得金額が123万円以下なので、それぞれ相互に「配偶者特別控除」の適用対象者として、配偶者特別

控除の適用を受けることは可能かと言うと、この相互適用は法律上排除されています。扶養控除関係の相互適用は原理としてなじまない、との考えと思われます。ただし、夫婦それぞれの合計所得金額が85万円以下なので「源泉控除対象配偶者」として「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出することは可能か、と言えば、これには特に制限はありませんでした。

と ころが、今年の税制改正で、この「源泉控除対象配偶者」の夫婦相互での適用申告の場合には、源泉徴収でのその適用を排除するとともに、自ら年末調整や確定申告で相互適用を排除した場合を除き、配偶者特別控除の適用は認められないものとされました。公的年金等の扶養親族等申告書の記載で源泉控除対象配偶者として確定申告不要とした場合も同じ扱いです。

「犬行くや一筋町の片か
げり 青郵」



車にエアコン、快適です。以前は贅沢品には物品税が課税されていました。緑茶やスキー用品は非課税、コーヒーやゴルフ用品は課税。普通乗用車も贅沢品なので、非課税のエアコンはオプションで、後付けでした。消費税の導入で物品税が廃止され、普通車にもエアコンが付くようになりました。
立秋8日、処暑23日。

最も重要な決定とは、
何をするかではなく、
何をしないかを決めることだ。

(アップル創業者
スティーブ・ジョブズ)

8月の税務メモ

(国税)

- 7月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)
- 6月決算法人の確定申告
- 12月決算法人の中間(予定)申告
- 個人事業者の消費税中間申告

13日

9月2日

〃
〃
〃
〃

(地方税)

- 7月分個人住民税特別徴収分の納付
- 6月決算法人の確定申告
- 12月決算法人の中間(予定)申告
- 個人事業税の第1期分納付
- 個人住民税の普通徴収第2期分納付
- 個人事業者の地方消費税中間申告

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。